

令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（さつまいも）  
委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（さつまいも）」の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和6年度県産農林水産物重点プロモーション業務（さつまいも）

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれたおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目（以下、「重点品目」という。）のひとつである「さつまいも」について、高級感やご褒美スイーツのような、さつまいもの新しいイメージの普及と認知度向上を図ることを目的に実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務実施方針

- ・ 首都圏の消費者（30代～40代女性）をメインターゲットに実施すること。
- ・ 県産さつまいもと、キャッチコピー「紅（ルーージュ）のご褒美」、「千葉のさつまいもアンバサダー」である俳優の松本まりか氏のイメージを連動させたプロモーションを展開することで認知を広げるものとする。なお、千葉のさつまいもアンバサダーのイベント出演等については、別途「令和6年度『千葉のさつまいもアンバサダー』運營業務委託」として委託していることから、同業務の受託者と十分に連携して業務を実施すること。

※企画提案時においても、松本まりか氏及び同氏所属事務所に直接連絡を行わないこととし、確認を取る必要がある場合には必ず県に問い合わせること。

- ・ 本業務の実施に当たり、収穫後、一定期間貯蔵され甘さを引き出してから出荷されることや、食物繊維の豊富さといった、県産さつまいもの特徴を活かすよう努めること。
- ・ 本業務において作成される成果物は、無償かつ受託者等の許諾なしに、県または県の指定する者が使用するほか、その他イベント等にも使用する。成果物の著作権等の権利は県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないこと。ただし、「千葉のさつまいもアンバサダー」に関するものについてはこの限りではないため、都度、県と協議すること。
- ・ 県が管理する「特設サイト」を活用すること。なお、別途委託している特設サイトの管理（保守・改修を含む）業務の受託者と十分連携して実施すること。

（「特設サイト」URL：<https://chibajisan.jp/>）

- 以下の「千葉自贄（ちばじさん）」ロゴを必要に応じて使用すること。なお、ロゴデータ（A I、J P E G）は県から提供する。

ロゴ①



ロゴ②



- 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を使用する場合には県の関連規定に従うこと。  
(参考URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>)

## 5 委託業務の内容

前項の業務実施方針に従い、下記（１）～（６）の業務を行うこと。

### （１）販売店等と連携したプロモーション

県産さつまいもを使用した商品を扱うコンビニ、菓子店等と連携し、キャッチコピー「紅のご褒美」を用いて、高級感やご褒美感を打ち出したプロモーションを実施する。

#### ■ 委託内容等

- 令和7年2月～3月を重点的なプロモーション期間とすること。
- 店頭に掲示するためのPR資材（POP、ポスター等）を作成し、配付すること。
- PR資材は複数種類作成し、組み合わせて使用（掲出）することで、効果的に県産さつまいものPRが図れるものであること。
- PR資材の作成に当たっては、以下のキービジュアルを使用したものとする。なお、原則としてキービジュアルの変更は認めない。ただし、PR資材の規格内に収めるために必要となるトリミング、サイズ変更等についてはこの限りではない。

【キービジュアル】



- PR資材の作成数等について、企画提案時においては、10,000店舗程度に掲出するために、各10,000程度作成することを想定すること。また、配付（郵送）先としては、100～300箇所程度の想定とすること。なお、最終的な作成数及び配付先については、県と協議の上で決定すること。
- 県産さつまいものフェアや商品開発に取り組む企業等の情報収集を積極的に行い、PR資材の掲出先拡大等に努めること。
- 企画提案時においては、企画概要に加え、PR資材の種類・デザイン（2種以上）、材質等の仕様、作成数量、使用イメージを示すこと。また、よりPR効果が見込まれる配付（掲出）先<sup>※</sup>について提案すること。

注）配付（掲出）先は全ての店舗名等を示す必要はなく、例えば「県内の〇〇ショップ」等として差し支えない。

## (2) 千葉のさつまいもアンバサダーを活用したメディア向けイベント

(1) の業務と連動した、千葉のさつまいもアンバサダーを効果的に活用し、主にメディアに向けたイベント（企画）を実施する。

なお、千葉のさつまいもアンバサダーの出演料は本委託料に含めないよう留意すること。

### ■ 委託内容等

- ・ 令和7年1月中の実施を想定すること。また、実施は1回とすること。
- ・ 千葉のさつまいもアンバサダーを出演させるものであること。なお、これに必要な費用（移動用バス、衣装代等）として100万円程度を見込むこと。
- ・ 会場（又は実施場所）は県内又は都内とし、多くのメディア等の参加が期待できる場所とすること。
- ・ メディアプロモートを積極的に行うこと。
- ・ 企画提案に当たっては、企画概要に加え、会場（又は実施場所）、日程、所要時間、メディアプロモートの方法等を示すこと。
- ・ 会場手配、当日の進行、必要人員の手配等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

## (3) 千葉のさつまいもアンバサダーによる産地訪問等に係る補助業務

令和6年10月頃、千葉のさつまいもアンバサダーによる県内の主要なさつまいも産地訪問を予定している。本業務の受託者は、県からの指示により、実施に必要な移動用バス、衣装手配等を行い、併せて、円滑な産地訪問等に必要な行程表等の資料作成を行う。

なお、千葉のさつまいもアンバサダーの出演料は本委託料に含めないよう留意すること。

### ■ 委託内容等

- ・ 県からの指示により、アンバサダーの産地訪問等に必要な物品等（移動用バス、衣装等）を手配すること。なお、これに必要な費用として100万円程度を見込むこと。
- ・ 産地訪問に当たり、円滑な実施に必要な行程表等の資料作成及び当日の行程管理を行うこと。ただし、訪問先及び行程は原則として県が定めるため留意すること。
- ・ 産地訪問と同時展開することで、より効果的なプロモーションとできるものがある場合には提案すること。ただし、産地訪問は日中1日を見込んでいることから、それを超える期間を要するものは認めない。（企画提案時には（5）その他独自提案事項として提案しても差し支えない。）

## (4) 効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。

## (5) その他の独自提案事項

(1)～(3)の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案を行うこと。なお、独自提案にあつては、以下の点に留意すること。

- ・ さつまいも博など、さつまいもファンの集客が見込まれるイベント等との連携が望ましい。

- ・ 上記（２）（３）以外に、千葉のさつまいもアンバサダーの出演等を要する提案は認めない。
- ・ 新規にSNSアカウントを作成することは認めない。ただし、広告のために使用する場合はこの限りではないが、その場合においても、事前に県と協議すること。
- ・ 独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

## （６）実施記録等の作成・提出

事業完了時に、下記ア～ウ及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し県に提出すること。

### ア 記録写真等

５（１）～（３）及び（５）により実施した内容が分かるよう、写真等により記録すること。

### イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

### ウ 効果測定結果

本事業の効果測定（５（４）により実施した内容）の結果を報告すること。

## ６ 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。ただし、「千葉のさつまいもアンバサダー」を使用した成果品についてはこの限りではないため、都度、県と十分に協議すること。

- ・ 本事業の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・ 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

## ７ 運営及び管理

### （１）業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

## (2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。なお、責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

## (3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

## (4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

## 8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負う。

## 9 法令遵守及び安全管理

### (1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

### (2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

### (3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

## 10 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務の委託期間終了後も同様とする。

## 11 その他事項

### (1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

### (2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

**(3) 業務の再委託**

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

**(4) 仕様変更**

やむを得ない事情等により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、決定する。

**(5) 記載外変更、その他**

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。